平成２６年（フ）第５３号
福岡県筑後市大字山ノ井337番地９
債務者　城戸　　修
１　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５４号
福岡県筑後市大字蔵数583番地　県営住宅赤坂団地８棟201号
債務者　藤井　清文
１　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５５号
福岡県筑後市大字蔵数583番地　県営住宅赤坂団地８棟201号
債務者　藤井　道子
１　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第６４５号
熊本市北区龍田３丁目24番２号
債務者　橋永　典子
１　決定年月日時　平成26年12月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３９９号
川崎市高津区千年新町２番地４
債務者　関戸　将人
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
川崎市高津区下野毛２丁目８番１―606号
下野毛久保住宅、前住所川崎市高津区新作１丁目22番27号　大原グリーンハイツ102
債務者　河野　時男
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３１号
川崎市高津区下野毛２丁目８番１―606号
下野毛久保住宅、前住所川崎市高津区新作１丁目22番27号　大原グリーンハイツ102
債務者　河野　ラクエル　ヤンソンこと　KONO　RAQUEL　YANSON
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３２号
川崎市高津区末長１丁目50番４号　サンハイム102
債務者　河野　　恵
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３３号
川崎市高津区下野毛２丁目８番１―606号
下野毛久保住宅、前住所川崎市高津区新作１丁目22番27号　大原グリーンハイツ102
債務者　河野　　桜
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３９号
川崎市川崎区殿町１丁目８番18―605号
債務者　内田　吉晃
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
川崎市幸区小向仲野町14番１―203号　小向ハイツ
債務者　川又　忠雄
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４８号
川崎市多摩区三田４丁目12番地12　ニューヒラノ102、前住所東京都渋谷区恵比寿３丁目17番６号　藤原マンション101
債務者　麦倉　信夫
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
川崎市川崎区桜本２丁目39番１―101号
債務者　青木　光一
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
川崎市多摩区中野島３丁目14番10号　アスタック壱番館４Ｅ
債務者　志村健太郎
１　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年２月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係